

調達仕様書

1 調達内容

(1) 件名

飯塚市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託

(2) 履行期間

① ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築

契約締結日から令和7年12月31日まで

② ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

ただし、本業務に関して、追加費用の発生は想定していない。

本仕様書に記載する全ての委託業務及び当該業務を行うにあたって付帯して発生する業務、環境構築にあたって発生する Amazon Web Services (AWS) 利用料等、必要となる一切の費用は入札金額に含めることとする。ただし、AWS 利用料については実績に基づき清算するものとする。

(3) 調達の背景

令和3年5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体の基幹業務システムについて、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システム（標準準拠システム）へ移行することとなった。

標準準拠システムはマイナンバーを取り扱う基幹業務システムであるため、特定個人情報保護措置として閉域網経由で構築・利用する必要がある。

(4) 目的

本調達では、本市が利用する接続ゲートウェイサービスとガバメントクラウド上のアプリケーションを接続するために必要となるサービス等の整備と運用保守を調達するものである。

なお、本市にアプリケーションを提供し運用保守を予定している事業者（以下「ASP」という。）が利用するガバメントクラウドサービスは AWS から提供を受けることを予定している。

2 納品物

(1) 品目

① ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築

(ア) プロジェクト計画書

(イ) 詳細設計書（パラメータシート）

- (ウ) ネットワーク構成図
- (エ) その他、本市が指示するもの
- ② ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助
 - (ア) 運用保守仕様書、運用保守報告書、運用体制図
 - (イ) 詳細設計書（パラメータシート） ※設定に変更を加えた場合
 - (ウ) ネットワーク構成図 ※設定に変更を加えた場合
 - (エ) その他、本市が指示するもの

(2) 内容の改訂

内容に変更が生じた際は、最新の状態に保つこと。特に、ネットワーク運用管理環境構築後にその詳細設計書（パラメータシート）、ネットワーク構成図等に変更があった場合は、最新の構築状況が確認できるようにすること

(3) 納品方法

① 納品方法

(ア) 納品物は他に定めのない限り、履行期間中に本市に提出すること。

(イ) 日本語で表記すること。（製品名などで英語表記が必要なものは除く）

(ウ) 提出物（ドキュメントなど）は A4 もしくは A3 用紙に印刷できる様式とし、編集可能な電子ファイル（Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point など）をメールによる送付またはファイル送受信サービスからのダウンロードにより提出すること。

② 納品場所

福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 飯塚市総務部情報管理課

3 非機能要件

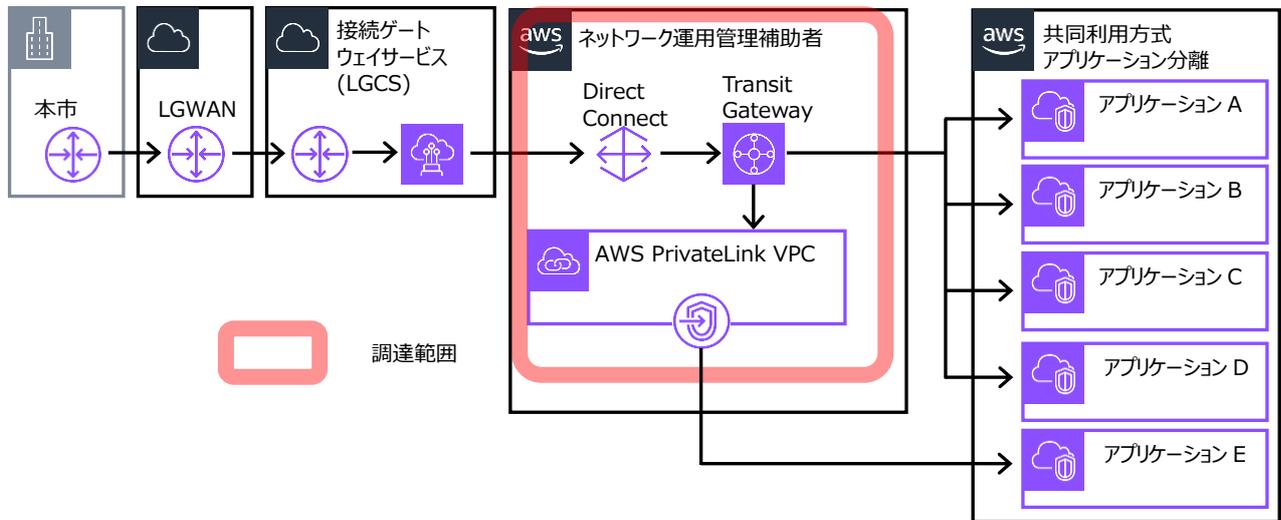
非機能要件は、デジタル庁発行「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.1 版】」を参照し、各項の選択レベルを満たす設計・構築とすること。

4 サービスレベル

運用保守作業に関するサービスの内容と範囲、品質に関する要求（達成）水準と、それが達成できなかった場合のルールを含め、本市及び受託者間にて合意することとする。サービスレベル合意内容（SLA）は、「業務計画書」に明記するとともに定例報告会にて報告すること。SLA の要求水準が達成できなかった場合又は達成できない恐れがある場合は、原因を調査・分析し速やかに本市へ報告すること。

なお、デジタル庁発行「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.1 版】」に示す各項の選択レベルを満たすよう、運用設計工程においてサービスレベル項目及び目標値の取り決めを行うこと。

5 調達範囲



(1) ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理環境構築

AWS のネットワーク運用管理領域の構築・運用管理における、環境の払い出し等を行うため、ネットワーク運用管理補助者業務として以下のような作業を委託することを予定している。また、本市のガバメントクラウド個別領域全体を俯瞰し、ガバナンス/セキュリティ/システム安定稼働の維持と継続改善を遂行する役割を担うこと。

- ① クラウド接続設計・設定（AWS のネットワーク設計・設定及び業務アプリケーションの接続、疎通確認等）
- ② 運用管理補助者が使用する多要素認証（MFA）装置を、受託者が本業務に必要な数を用意するものとする。
- ③ ガバメントクラウドへの接続は次期 LGWAN ルータ・回線サービスを利用し、接続構成は直接接続、主系回線・従系回線ともに 100Mbps の構成、LGWAN ガバメントクラウド接続サービス（以下「LGCS」という。）の帯域は 100Mbps プラン、接続ロケーションは東京ロケーションまたは大阪ロケーションから接続する構成とする。
- ④ 運用管理補助者が構築する AWS のリージョンは、東京リージョンのみとする。
- ⑤ ASP は 1 社であり、共同利用方式で構築する。接続方法は Transit Gateway (Direct Connect Gateway) または Private Link Gateway のいずれかを ASP が選択できるようにすること。令和 7 年 12 月 31 日までにガバメントクラウド上での構築を予定している。
- ⑥ 詳細な業務内容については、別紙 1 「ネットワーク運用管理環境構築業務要件一覧」における「運用管理補助事業者」の項目を実施すること。

(2) ガバメントクラウド接続ネットワーク運用管理補助業務

- ① AWS 仮想ネットワークの設定変更（Transit Gateway 設定変更/Direct Connect 設定変更）

- ② Transit Gateway 及び Direct Connect に対して、ネットワーク監視を 24 時間 365 日実施すること。なお、本市にアラートが通知され、ネットワーク運用管理補助者へ報告した後には速やかに調査及び障害切り分け作業、障害復旧に向けた対応を早急に行うこと。
- ③ ガバメントクラウドネットワークに関する障害調査受付
- ④ 月次報告書の作成・提出
- ⑤ 上記設定に係る統合運用保守窓口の提供
- ⑥ 詳細な業務内容については、別紙 2「ネットワーク運用管理補助者_運用保守要件一覧」における「運用管理補助事業者」の項目を実施すること。

6 作業の実施内容

(1) 作業の内容

受託者は、本市及び ASP と協働して作業を実施すること。

(2) 作業内容の詳細

- ① 接続構成のために必要な打ち合わせ
- ② LGCS 回線切り替えテスト時に ASP との通信確認
- ③ 接続パラメータ申請シート作成支援

7 その他

(1) 機密保護・個人情報保護

① 機密保護

(ア)本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。

(イ)本市の機器を使用する場合、本市の定めるユーザ ID、パスワードを用い、セキュリティの保全に努めること。

(ウ)受注者は、委託業務の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

② 個人情報保護

(ア)社員に対する個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修を実施すること。

③ 運用規定

(ア)各種法令及び本市条例、規則等を遵守し、忠実に業務を遂行すること。特に、下記の法令等は、情報セキュリティ対策を実施するために必要不可欠なものであるため、特にここに示す。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- ・ 飯塚市情報セキュリティ基本方針
- ・ 飯塚市情報セキュリティ実施手順
- ・ 飯塚市情報セキュリティ対策基準

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

(2) 遵守事項

- ① 本仕様書に疑義がある場合は、本市に質問し、その指示を受けること。
- ② 受注者の責めに帰すべき事由以外による突発的な事象への対応については、都度、本市と協議すること。
- ③ 本仕様書に定めなき事項については、受注者は本市と協議の上、決定すること。
- ④ 本業務の履行にあたり問題が生じた場合は即時本市に報告、対応を行うこと。また、問題対処後、原因及び対策を報告すること。また、問題発生時には誠実に対応すること。
- ⑤ 作業に要する設備、機材、事務用品等は、受注者側が費用負担のうえ用意すること。
- ⑥ 本市及び施設への立ち入り、各部屋への入退室、ごみの取扱い等、本市の施設における従事中の行動は、本市のルールを順守すること。
- ⑦ 業務の履行以外の目的で本市施設等の不適切な利用を行わないこと。
- ⑧ 受注者は、本事業の履行にあたって知りえた個人情報や機器の設定情報など、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。
- ⑨ 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
- ⑩ 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。

(3) 留意事項

- ① 受注者は、本市からの依頼に対して、誠実に対応すること。
- ② 本業務の一部を第三者に委任し、または請負わせることにより業務を履行しようとする場合、あらかじめ、本市に届出し、承認を得ること。また、承諾を得た業務について、再請負先がさらに再々請負を行うことは認めない。
- ③ 受注者は、業務の処理を一括して第三者に委任し請け負わせてはならない。
- ④ 本市での作業に従事する場合は本市の入室許可を得ること。
- ⑤ 本市の施設内での作業に必要な機器その他什器を受注者が設置する場合は、事前に本市の承諾を得たうえで行うこと。
- ⑥ 受注者で持ち込んだ端末機等は、それが不要になり撤去する場合は、ディスク内の情報が復元できないよう、乱数の書き込み及び物理破壊を行い、ディスク内の情報が復元できないようデータを消去し、その手法や結果を本市に書面で報告すること。データセンター等の設備を利用する場合においてそれが不要になった場合は、ディスク内の情報が復元できないようデータを消去し、その手法や結果を本市に書面で報告すること。

- ⑦ その他本書に定めのない事項であっても、本業務として必要なものが発生した場合は、原則として受注者が負担あるいは対応するものとするが、本市、受注者相互の協議の上実施すること。

別記

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、発注者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 発注者が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて発注者に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等がコピーされた有体物を含む。）は、発注者の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて発注者の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後において

も、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者がやむを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、

復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合であって、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 発注者は、委託業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、別に定めるところにより発注者に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(指示)

第17条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、発注者がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、発注者に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、発注者には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。